

秋田県地球温暖化対策推進条例施行規則

平成23年3月14日
秋田県規則第19号

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成二十三年秋田県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語等)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。

(再生可能エネルギーに係るエネルギー源)

第三条 条例第二条第六号の規則で定めるエネルギー源は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱
- 七 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前三号に掲げるものを除く。）
- 八 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料を除く。）をいう。）
- 九 前各号に掲げるもののほか、別に定めるもの

(特定事業者)

第四条 条例第九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県内に事業所を設置している者であって、その設置している県内の全ての事業所（その者が連鎖化事業を行う者である場合にあつては、それに加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る県内の事業所を含む。）に係る前年度におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量の合計量が千五百キロリットル以上であるもの
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を営む者であって、その使用の本拠の位置を県内に登録している自

動車の前年度の末日における総数が次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が二百台以上であること。

イ 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が二百台以上であること。

ウ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が三百五十台以上であること。

（温室効果ガス排出抑制計画書の作成及び提出）

第五条 条例第九条第一項の規定による温室効果ガス排出抑制計画書の作成は、計画期間（温室効果ガス排出抑制計画書を提出する日の属する年度を初年度として当該年度から五箇年度以内の期間において特定事業者が定める期間をいう。以下同じ。）について、別に定める様式により行わなければならない。

2 条例第九条第一項の規定による温室効果ガス排出抑制計画書の提出は、特定事業者となった日の属する年度であって計画期間の初年度となるものの七月末日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により同日までに行うことが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

3 条例第九条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 計画期間

三 条例第九条第一項第二号に掲げる目標を達成するための基本方針

四 事業活動に伴うエネルギーの使用の量

五 条例第十一条に規定する措置の内容

六 その他知事が必要と認める事項

第六条 条例第九条第三項の規定による温室効果ガス排出抑制計画書の作成及び提出については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

（変更後の温室効果ガス排出抑制計画書の作成及び提出）

第七条 条例第九条第四項の規定による変更後の温室効果ガス排出抑制計画書の作成は、別に定める様式により行わなければならない。

2 条例第九条第四項の規定による変更後の温室効果ガス排出抑制計画書の提出は、当該温室効果ガス排出抑制計画書の内容の変更後遅滞なく行わなければならない。

(温室効果ガス排出量等報告書の作成及び提出)

第八条 条例第十条の規定による温室効果ガス排出量等報告書の作成は、別に定める様式により行わなければならない。

2 条例第十条の規定による温室効果ガス排出量等報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の七月末日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により同日までに行うことが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

(温室効果ガスの排出の抑制の量とみなすことができる量)

第九条 条例第十一条の規則で定める措置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の規則で定めるところにより算定した量は、当該措置の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量とする。

再生可能エネルギー（電力及び熱に限る。）の供給	供給に係る再生可能エネルギーの量に別に定める係数を乗じて得た量
県内における再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの排出の抑制の量又はこれに換算することができるものの量を表すものであって別に定めるものの取得	取得に係る排出の抑制の量又は取得に係る換算することができるものの量に別に定める係数を乗じて得た量
県内におけるエネルギーの使用の合理化による温室効果ガスの排出の抑制の量を表すものであって別に定めるものの取得	取得に係る排出の抑制の量
県内における森林の保全及び整備であって別に定めるもの	保全及び整備に係る森林の面積、樹木の樹種及び樹齢等に応じ、別に定めるところにより算定した温室効果ガスの吸収の量
県内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収の量を表すものであって別に定めるものの取得	取得に係る吸収の量
その他別に定めるもの	別に定めるところにより算定した量

(身分証明書)

第十条 条例第三十三条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(公表の方法)

第十一条 条例第三十五条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見の陳述)

第十二条 条例第三十五条第二項の規定による意見の陳述（以下「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、意見書の提出期限（口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時）までに相当の期間をおいて、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする事実の内容及びその理由

二 意見書の提出先及び提出期限（口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項、第四条から第十二条まで及び別記様式の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第四号）

この規則は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第六十六号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 身分証明書(第10条関係)

表

		第		号
身分証明書	所 属 職氏名			
		年	月	日生
上記の者は、秋田県地球温暖化対策推進条例第33条第1項の規定により立入調査を することができる職員であることを証明する。				
		年	月	日交付
	秋田県知事			印

9センチメートル

裏

秋田県地球温暖化対策推進条例抜粋
(報告及び立入調査) 第33条 知事は、次条第1項及び第35条第1項の規定の施行に必要な限度において、 事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者に対し、報告若しくは資料の提出を 求め、又はその職員に、事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、その業 務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質 問させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。